有田市給水装置工事仕様書

令和６年１２月版

有田市水道事務所

下記書類を「有田市ホームページ」よりダウンロードできます。

トップページ　＞　くらしの情報　＞　水道　＞　給水装置工事について

ファイル名	ファイル形式
給水装置工事申請書類	PDF・EXCEL
給水装置工事仕様書	PDF

目　　次

１．目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２．給水装置の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

３．工事の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
　３－１．新設工事　　３－２．改造工事　　３－３．撤去工事

４．給水方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
　４－１．直結方式　　４－２．受水槽方式　　４－３．直結・受水槽併用方式

５．給水装置の構造及び材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２～４
　５－１．構造及び材質の基準　　５－３．浄活水器等
　５－２．使用材料　　５－４．非常用貯水槽

６．給水装置の設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５～１２
　６－１．調査、協議
　６－２．給水協議が必要な工事
　６－３．給水管の口径
　６－４．給水管の分岐
　６－５．給水管の埋設深さ
　６－６．給水管の明示
　６－７．改造申請時の給水管更新範囲
　６－８．給水管の保護
　６－９．メーター直結止水栓・仕切弁の設置
　６－10．メーターの設置
　６－11．逆流防止の措置
　６－12．クロスコネクションの防止
　６－13．危険防止の措置
　６－14．排水管（泥吐用）の設置
　６－15．設計図面作成

７．工事の施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３～１６
　７－１．施工　　７－４．配管工事　　７－７．撤去工事
　７－２．土工事　　７－５．耐圧試験　　７－８．工事写真
　７－３．分岐工事　　７－６．残留塩素測定

８．給水装置工事の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７～１８
　８－１．設計審査　　８－３．加入金及び手数料
　８－２．竣工検査　　８－４．水道料金

９．集合住宅等への給水方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９

１０．宅地造成、集合住宅等について・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９

１１．新設・改造申請時の注意点について・・・・・・・・・・・・Ｐ２０

１２．新設申込手続きフロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２１

１３．給水協議が必要な場合のフロー図・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２

１４．吐水口空間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２

１５．建物種類別単位給水量、使用時間、人員・・・・・・・・・Ｐ２３

１６．用途種別について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２４

１．目　　的

この仕様書は、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「法施行令」という、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「構造材質省令」という。）有田市上水道事業給水条例（以下「条例」という。）、同施行規則（以下「施行規則」という。）並びに有田市水道指定給水装置工事事業者に関する規則（以下「業者規則」という。）、有田市簡易専用水道管理指導要領（以下「簡専要領」という。）等に基づき、給水装置工事の設計と施工について定めるものとする。

２．給水装置の定義

給水装置とは、法第３条第９項の規定により、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

一次側給水装置（以下「一次側」という。）：配水管の取付口から水道メーターまで

二次側給水装置（以下「二次側」という。）：水道メーターより宅地側

３．工事の種類

３－１．新設工事（新たに給水装置を設置する工事）

３－２．改造工事（既に設置されている給水装置に変更を加える工事）

給水管の口径・管種・給水栓、メーターの増設等、給水装置の原形を変える工事

３－３．撤去工事（不要となった給水装置を配水管の分岐から撤去する工事）

二次側のみの撤去は改造工事

４．給水方式（直結方式、受水槽方式、直結・受水槽併用方式とする。）

４－１．直結方式（配水施設の供給能力で末端の給水栓まで給水する方式）

４－２．受水槽方式（受水槽を設置し間接的に給水する方式）

1.次の場合は受水槽方式とする。

(1) 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場等の建築物及び構内に多様な給水施設を多く設置する箇所、その他必要があると認めた施設には、受水槽を設置しなければならない。この場合の水質の保全等に係る責任の分岐点は、受水槽への吐水口とする。

(2) 災害時、事故等による断減水時にも給水の確保が必要な場合。

(3) 一時的に多量の水を必要とするとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。

(4) 配水管の水圧の変動にもかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。

(5) 有毒薬品を使用する工場など、配水管の水を汚染するおそれのある場合。

(6) その他市長が必要と認めるもの。

2.受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。
一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、１日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。

計画一日使用水量は、建物種別給水量・使用時間・人員を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水域内における他の使用実態など十分考慮して設定する。
計画一日使用水量の算定は、次の方法とする。

- 使用人員から算出する場合：１人１日当り単位給水量×使用人員
- 使用水量が把握できない場合：単位床面積当たり使用水量×延床面積
- その他：使用実績等による積算

3.受水槽容量は、計画一日使用水量の 4/10 ～6/10程度とする。

4.貯水槽水道の設置者は、有効水量が１０m3を超える貯水槽を設置しようとしたときは、簡専要領の定めにより「簡易専用水道給水開始届」を市長に届出し、法第３４条の２に基づき、管理及び検査を行わなければならない。

有効水量１０m3以下の貯水槽を設置するときは、「小規模貯水槽水道給水開始届」を市長に届出し、施行規則第２２条に基づき、管理及び検査を行わなければならない。

※ 受水槽の有効容量が１００m3を超える場合、あるいは1日最大給水量が２０m3を超える場合は「専用水道」に該当することがありますので、担当部局にご相談下さい。

４－３．直結・受水槽併用方式

一つの建築物内で直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するものである。

５．給水装置の構造及び材料

５－１．構造及び材質の基準（法施行令第６条関係）

1.配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直結されていないこと。
2.水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
3.凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
4.当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
5.水槽、プール等の水を入れ、又は受ける器具施設に給水する装置にあっては、逆流防止の措置が講ぜられていること。

５－２．使用材料

1.規格は、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、及び市指定品とする。
2.使用材料は、原則として次表のとおりとする。
ただし、布設条件等により特に市の指示があるものについては、それに従うものとする。

管　　種	記　　号	口　径（㎜）	主な使用箇所
ポリエチレン管	ＰＥ・ＨＰＰＥ	１３～１００	道路、宅地
硬質塩化ビニル管	ＨＩＶＰ・ＲＲ	１３～４０	道路、宅地
	ＲＲ(離脱防止金具付)	５０以上	
ダクタイル鋳鉄管	ＤＩＰ	７５～１００	道路、宅地
鋼管	ＳＧＰ-ＶＤ・ＳＳＰ	１５Ａ～１００Ａ	道路、宅地、露出

① サドル付分水栓は、日本水道協会またはポリテック規格品を使用すること。

② 副栓付伸縮直結止水栓
- 副栓はボール式で、上部は丸ハンドルとする。
- ハンドルは開閉栓表示のあるもので、ビニールキャップ付とする。

下記型式の通りとする。（同等品以上）
※口径（20、25、20*13、25*20㎜。φ40～50㎜もこの表に類するもの。）
※ただし、集合住宅についてはこの限りではない。

会社名	型式（品番）
株式会社日邦バルブ	ＤＳＥ－Ｃ
株式会社タブチ	ＷＥＰ
前澤給装工業株式会社	製品コード：３７２７４４

５－３．浄活水器等

給水装置に、浄水器、活水器、循環式給湯器並びに貯留機能付給水用具等（以下、「浄活水器等」という。）を設置する場合には、水質の責任分界点及び配水管への逆流防止措置に十分留意し、設計・施工を行うこと。

(1) 設置基準

① 浄活水器等は、水道メーターの二次側に設置すること。
② 浄活水器等の一次側には、止水栓及び逆止弁を設置すること。
③ 浄活水器等の一次側には、給水状態が確認できるよう直圧の給水栓を設置すること。
④ 磁気を利用した浄活水器等は、水道メーターから50㎝以上の離隔を設けること。
⑤ 水理計算には、浄活水器等の損失水頭を考慮すること。

(2) 維持管理

① 浄活水器等の維持管理責任は、工事申込者（所有者等）とする。
② 指定工事店は、設置者に対して浄活水器等の維持管理事項を十分説明し理解を得ること。
③ 浄活水器等は、各製品の仕様に応じた定期点検等を実施すること。

(3) その他

① 「浄活水器等の設置に伴う維持管理誓約書」を提出すること。
※工事申込者には、誓約書の内容を十分説明し理解を得た上で記名押印を求めること。

(参考)

1 浄活水器等とは、浄水器、活水器のほか、これらを組み合わせた器具や水道水の水質を化学的、物理的に変化させる器具を指す。

(1) 浄水器：水道水中の濁質及び残留塩素などの溶存物質を減少させることを目的とした給水用具であり、次のものがある。
（Ⅰ型）給水管又は給水栓の流入側に取り付けて常時圧力が作用する構造のもの
（Ⅱ型）給水栓の流出側に取り付けて常時圧力が作用しない構造のもの

(2) 活水器：人工的な処理により、付加的な機能を有する水を生成する給水用具。

(3) その他：水道水の水質を変化させる給水用具。

2 逆流防止対策
浄活水器等は、水道水の水質を変化させるものであるため、水質が変化した水が配水管に逆流しない措置を講じる必要がある。
※逆流防止機能付きの止水栓とは別途設置する必要がある。

3 直圧の給水栓
浄活水器等の一次側に設置する直圧の給水栓は、水質異常時等の水質検査に対応する目的で設置する必要がある。

4 磁気を利用した浄活水器等を水道メーターに近接して設置すると、水道メーターの計測に悪影響を与える可能性があるため、磁気を利用した浄活水器等を設置する場合は、水道メーターから50㎝以上の離隔を設ける必要がある。

5 水道事業体は、水道法により水質基準や残留塩素の基準に適合した給水を行う義務がある。しかし、浄活水器等を通じて給水される水道水の変化については、「水道事業者の責任は免除され得る」とされている。よって、浄活水器等を設置する場合においては、水道事業者の水質の責任分界点は、浄活水器等に付帯する止水栓の一次側までとする。

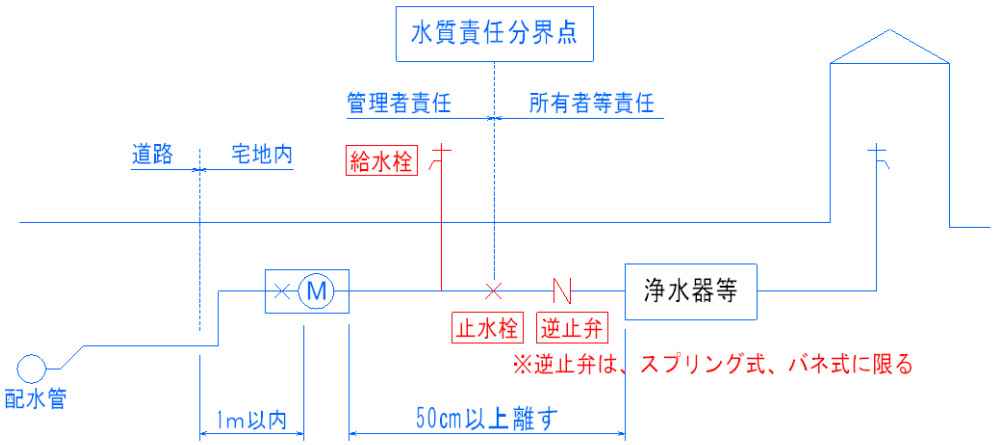

５－４．非常用貯水槽

給水装置に、非常用貯水槽（以下「貯水槽」という。）を設置する場合には、水質の責任分界点及び配水管への逆流防止措置に十分留意し、設計・施工を行うこと。

(1) 設置基準

① 貯水槽の大きさが、使用水量に比し著しく過大でないものであること。

② 貯水槽は、水道メーターの二次側に設置すること。

③ 貯水槽の一次側には、止水栓及び逆止弁（スプリング式、バネ式に限る。）を設置すること。

④ 貯水槽に貯留される水の水質を確認することができる構造とすること。

⑤ 所有者又は使用者が貯水槽の維持管理を行うことができるように必要に応じてドレン管、点検口、空気弁、緊急遮断弁等の維持管理上必要な措置を講じること。

⑥ 申請に際して、水道担当者と十分協議を行うこと。

※令和5年7月11日付　薬生水発0711第1号「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて」参照

(2) その他

① 「非常用貯水槽等の設置に伴う維持管理誓約書」を提出すること。

※工事申込者には、誓約書の内容を十分説明し理解を得た上で記名押印を求めること。

参考

非常用貯水槽と受水槽

非常用貯水槽	受水槽
①水道法の規制を受ける ②給水装置に該当する ③所有者が管理する ④自由水面を有しない （給水管と直結し、末端まで有圧で直接給水する）	①水道法の規制を受ける（小規模貯水槽水道を除く） ②給水装置に該当しない ③設置者が管理する ④自由水面を有する （逆流防止のための吐水口空間を設ける必要があり、一旦圧力を開放し、給水する）

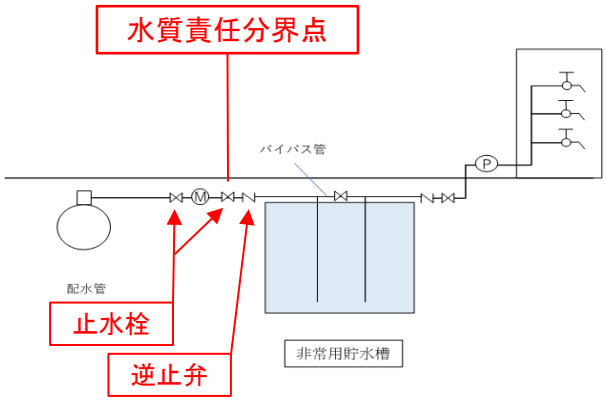

非常用貯水槽設置例

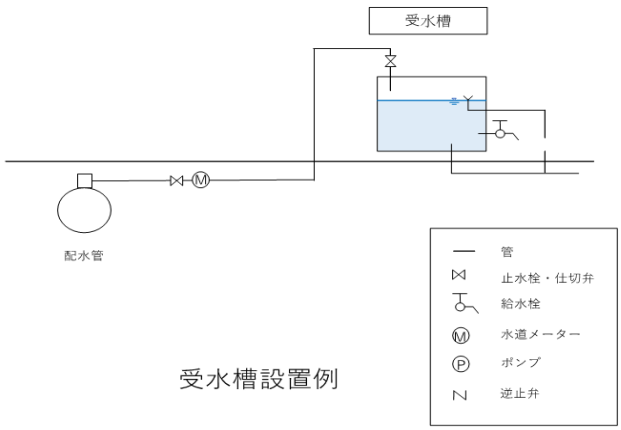

受水槽設置例

６．給水装置の設計

６－１．調査、協議

現場調査を十分に行い設計に必要な資料を収集すること。
また関係官公署その他関係者と十分に協議を行うこと。

１５．建物種類別単位給水量、使用時間、人員（別頁参照）

1.使用水量　「水量調査、工事申込者に確認」
- 使用目的、使用人員、延床面積、取付栓数

2.既設一次側の有無　「現地調査、工事申込者に確認」「加入金、水道事業者に確認」

3.配水管の布設状況　「現地調査、水道事業者に確認」
- 口径、管種、布設位置

4.道路の現況　「現地調査、道路管理者と協議」
- 種別（公道・私道等）、幅員、舗装別

5.各種埋設物の有無　「現地調査、埋設物管理者と協議」
- 種類（下水・電気・電話等）、口径、布設位置

6.工事に関する同意承諾の有無　「現地調査、利害関係者の確認」
- 分岐、私有地布設、構造物等布設

６－２．給水協議が必要な工事

給水協議書、配管図、計画図、位置図、現況写真等を作成し、市係員と事前協議を行うこと。

1.分岐口径またはメーター口径４０㎜以上

2.その他必要と認めた場合

例.３階以上へ給水を行うもの
一般住宅を除く総延床面積２００㎡以上の建築物
受水槽方式または直結・受水槽併用方式

６－３．給水管の口径

1.配水管への取付口における給水管の口径は、水の使用量に比し著しく過大でないこと。

2.給水管の口径は、その使途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

3.給水管の口径は、２０㎜・２５㎜・３０㎜・４０㎜・５０㎜・７５㎜・１００㎜とし、それ以上については別に定める。ただし、二次側又は過去に施工されたものについてはこの限りではない。

６－４．給水管の分岐

1.配水管への取付は、他の給水装置の取付口および本管継手端部から３０㎝以上離すこと。

2.配水管以外の管から分岐してはならない。また、配水管であっても異形管や継手から分岐してはならない。

3.サドル付分水栓による分岐口径は原則４０㎜までとし、かつ配水管口径の５０％未満とする。（例：本管口径１００㎜では分岐口径４０㎜まで）

4.不断水穿孔工法の場合、水道事業者が認めたときは同口径分岐を行うことができる。

5.分岐および給水管の口径は下表のとおりとし、水道事業者の指示がある場合は、それに従うものとする。

※ただし、集合住宅についてはこの限りではない。

メーター口径	分岐および給水管口径
φ13㎜	φ20㎜
φ20㎜	φ20、25㎜
φ25㎜	φ25、30㎜
φ40㎜	φ40、50㎜
φ50㎜以上	同口径

6.配水管・分岐口径および分岐材料は下表のとおりとする。

配水管(管種)	配水管口径(㎜)	分岐口径(㎜)	分岐材料	
鋳鉄管	７５	３０以下	サドル分水栓	JWWA B-117A
		４０・５０	割Ｔ字管	Ｓ型
	１００	４０以下	サドル分水栓	JWWA B-117A
		５０	割Ｔ字管	Ｓ型
	１５０～４００	４０以下	サドル分水栓	JWWA B-117A
		５０	割Ｔ字管	Ｓ型
	７５～４００	７５以上	割Ｔ字管	Ｆ型・Ｖ型
			二受Ｔ字管	JWWA G-112
	＊サドル分水栓にて分岐するときは、メタルスリーブ挿入のこと			
塩化ビニル管	３０以下	３０以下	チーズ	
	４０	２０～３０	チーズ	
		４０	メカ形Ｔ字管	三受離脱防止型
	５０	２０	サドル分水栓	JWWA B-117A
		２５～３０	チーズ	
		４０～５０	メカ形Ｔ字管	三受離脱防止型
	７５	３０以下	サドル分水栓	JWWA B-117A
		４０～７５	メカ形Ｔ字管	三受離脱防止型
		４０～７５	割Ｔ字管	Ｓ型
	１００	４０以下	サドル分水栓	JWWA B-117A
		５０～１００	メカ形Ｔ字管	三受離脱防止型
		５０～１００	割Ｔ字管	Ｓ型、Ｖ型
	１５０	５０以下	サドル分水栓	JWWA B-117A
		５０～１５０	メカ形Ｔ字管	三受離脱防止型
		５０～１５０	割Ｔ字管	Ｓ型、Ｖ型
ポリエチレン管	３０以下	３０以下	チーズ	
	４０	２０～４０	チーズ	
	５０	２０	サドル分水栓	
		２５～５０	チーズ	（ＰＰ・ＰＥ）
		４０、５０	メカ形Ｔ字管	三受離脱防止型
	７５	３０以下	サドル分水栓	
		４０～７５	割Ｔ字管	
	１００	４０以下	サドル分水栓	
		５０～１００	割Ｔ字管	
	１５０	５０以下	サドル分水栓	
		７５～１５０	割Ｔ字管	

６－５．給水管の埋設深さ

１.給水管の埋設深さは、公道にあっては道路管理者の指示に従うものとする。
２.公道に準じる私道については、公道と同様の深さ０．６ｍ以上とする。ただし、技術上その他やむ得ない場合は当該地の管理者の指示に従うものとする。
３.敷地部分で一次側は、原則０．３ｍ以上とする。

６－６．給水管の明示

１.布設位置、状況が分かる写真を提出すること。また状況により明示鋲で明示すること。
２.口径４０㎜以上の給水管は明示シートで明示すること。

６－７．改造申請時の給水管更新範囲

１.現況メーター直結止水栓が副栓付の場合、かつ「6-10-1」を満たす場合
二次側のみの改造でよい。
２.現況メーター直結止水栓が副栓付でない場合、また「6-10-2」に該当する場合
原則、一次側の給水管を一部更新しなければならない。

(1) 更新範囲は、原則「官民境界～メーター直結止水栓」とする。
※既設管口径が13㎜である場合は、20㎜に更新すること。
(2) 副栓付伸縮直結止水栓に交換すること。
(3) パイプ圧着機を使用したときは、必ず補修材で保護し工事写真を提出すること。
補修材：MCユニオン、SKXソケット、クランプ等
(4) 既設メーターボックスの流用は、別紙のとおり規定のものに限る。

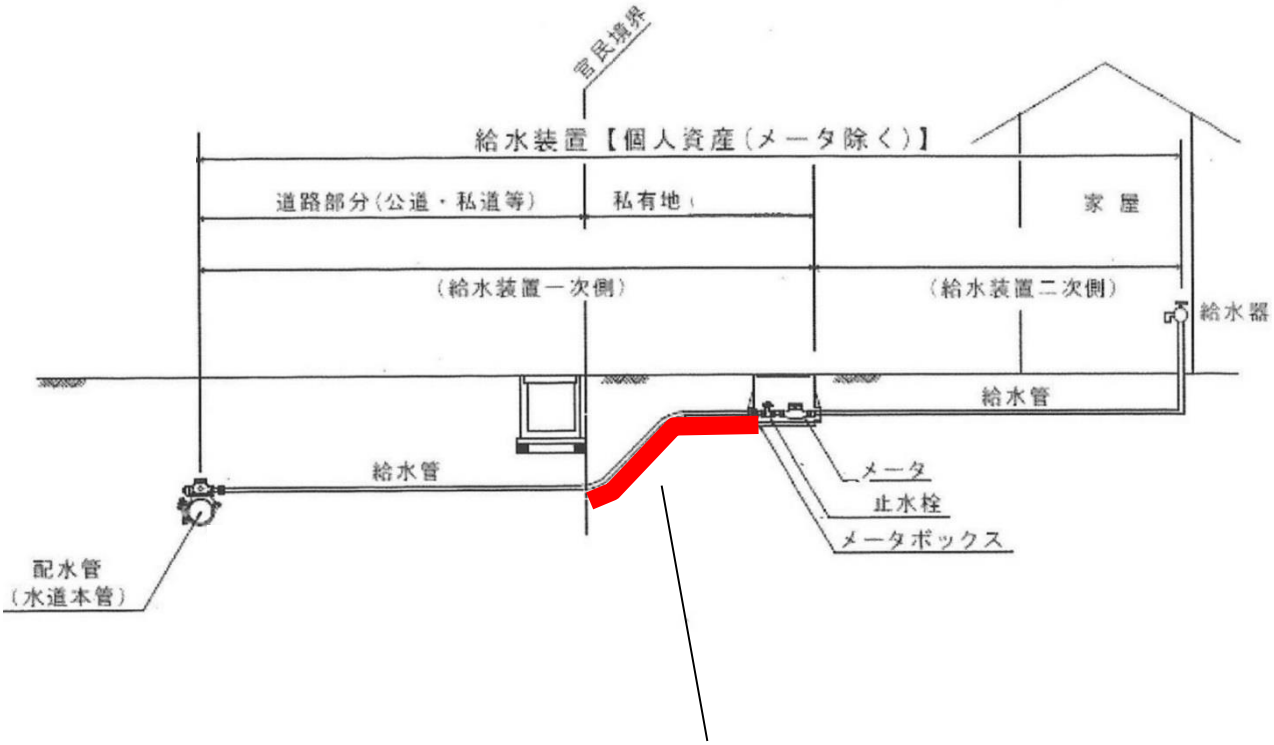

6-7-2に該当する場合の改造時更新範囲
※副栓付伸縮直結止水栓まで

６－８．給水管の保護

１.給水管は、原則として埋設配管とする。ただし、やむを得ず露出する場合は、ダクタイル鋳鉄管、外層付高密度ポリエチレン管、鋼管を使用し、支持金具は、ステンレス製を使用し確実に固定すること。

２.下水溝等、障害物を横断する場合は、原則として下越し配管とし、構造物との離隔距離を３０㎝以上確保し、確保出来ないときはさや管等で保護すること。
また、やむを得ず上越し配管をする場合は、さや管等で防護措置を講ずるか、ダクタイル鋳鉄管、鋼管を使用すること。さや管は、ＶＰ・鋼管等とする。

３.給水管が構造物の基礎及び壁等を貫通する場合は、貫通部にスリーブ等を設け、スリーブとの隙間を弾力材、無収縮モルタル等で充填し、管の損傷を防止すること。

４.凍結のおそれのある箇所に配管するときは、凍結防止の措置を施すこと。

５.酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所、又は温度の影響を受けやすい箇所に配管するときは、浸食防止その他必要な措置を講じること。

６－９．メーター直結止水栓及び仕切弁、逆止弁の設置

一次側には、止水栓、又は仕切弁（※左開）を設置すること。

１.メーター口径５０㎜以下の給水装置には、副栓付直結止水栓を設置すること。
※改造工事等の際、副栓付直結止水栓が設置されていない場合は交換すること。

２.メーター口径５０㎜以上の給水装置には、メーターの両側に仕切弁を設置すること。

３.メーター口径４０㎜の給水装置には、二次側に逆流防止装置を設置すること。
※メーター口径５０㎜以上は、逆止弁（スプリング式・ばね式）を設置すること。

４.メーター交換は、原則として平日昼間に行います。交換時の断水を了承できないのであれば、メーターバイパスユニットを設置すること。

５.止水栓及び仕切弁の位置は、原則として宅地側の道路境界線の近くとすること。

６.仕切弁は、市指定のボックスにより保護すること。
円形１号【蓋250×150H（口径・矢印付）、上下部壁・底板はレジンコンクリート】
※車両通行部に設置する止水栓ボックスは耐荷重のものを使用すること

７.給水管の分岐箇所より宅地まで距離がある場合、又は市の指示があるものについては分岐箇所に第一止水栓（甲型止水栓、仕切弁またはプレーンゲート弁）を設置すること。

８.原則、水路等を横断する際、本管側に第一止水栓を設置すること。

９.給水管を２階以上または地階に配管するときは、各階毎に止水栓を設けることが望ましい。

６－１０．メーターの設置

１.メーターは１棟に１個を原則とする。なお、使用者が（親族含む）同一敷地内に設置する２棟以上の建物等は１棟とみなす。（例：本宅とその離れ、親子が別棟）
※同一敷地内とは、使用者が占有する区画内をいう。
（他の占有者の敷地もしくは公道等に包囲されている部分）

２.メーター設置場所は、民地内で道路境界線から１ｍ以内(メーターボックス中心点）の衛生的で損傷の恐れがなく、点検・検針作業が容易に出来る位置(直近前面道路から直接立ち入れること)に設置し、メーターボックスで保護すること。
※検針、メーター交換等の際、門扉等を開けて宅地内に侵入しなければならない構造としてはならない。

３.既設メーターボックスが上記２に該当しないときは、規定のとおり移設すること。

４.配水管からメーターボックス間の給水管は最短距離とし、官民境界から１ｍ以内であっても敷地内で横移動させてはならない。また改造の際も２ｍ以上の移動は原則認めない。

５.メーターボックスは次表を標準とし、市章が刻印されているものを使用すること。
メーター口径４０㎜用以上の鋳鉄製については、市章がなくても良い。

６.メーターボックスの材質は鋳鉄製とし、必ず底板を設置すること。既存のものが樹脂製や底板がない場合は、規定どおり更新すること。
また、メーター交換を想定し、メーターと底板とのスペースを確保すること。
※本体は直接底板に載せること。間詰コンクリート等で嵩上げすることは認めない。

７.受水槽方式の場合は、受水槽の上流側に（親）メーターを設置すること。

参考寸法(mm)

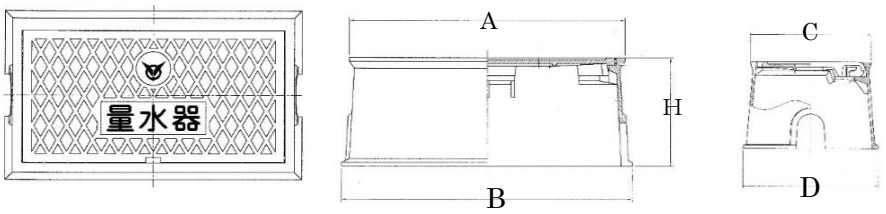

メーター口径	鋳鉄製	鋳鉄製底板
１３用	A:375 B:395 C:210 D:230 H:150	400 底板高さ:47
２０～２５用	A:440 B:480 C:230 D:255 H:175	480 底板高さ:50
４０用	A:580 B:622 C:330 D:352 H:240	622 底板高さ:45
５０用 ７５用	サイズは次ページの条件を満たすこと	

鋳鉄製：㈱ダイモン　RS20AB(底板RS20AS)、RS25AB(底板RS25AS)、RS40B(底板RS40S)
上記同等品以上を使用すること。※ただし、集合住宅についてはこの限りではない。

8.メーター前後の器具及び構造は、下表のとおりとする。

	メーターボックス内へ設置				
一次側	一次側～メーター	メーター		メーター～二次側	二次側
		口径	面間		
	ボール副栓付伸縮止水栓	１３	１００		
		２０	１９０		
		２５	２２５		
	副栓付伸縮止水栓	４０	２４５		仕切弁*3
仕切弁	副栓付伸縮止水栓	５０	５６０	F*1(ﾒｰﾀｰ×上水)～C*2	
		７５	６３０	F*1(上水)～C*2	
		１００	７５０		

＊1　F：フランジ付伸縮継手（面間 MAX150・MIN120）
＊2　C：フランジ付逆止弁（スプリング式またはバネ式）
＊3　メーター口径４０㎜の二次側の仕切弁は甲型止水栓等でもよい。

６－１１．逆流防止の措置

水が逆流するおそれのある場所においては、下記に示す規定の吐水空間を確保すること。または逆流防止性能及び負圧破壊性能を有する給水用具を水の逆流を防止することができる適切な位置に設置すること。

1.吐水口空間は、逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である。受水槽、流し、洗面台、浴槽等に給水する給水装置にあっては、給水栓の吐水口と水受け容器の越流面との間に必要な吐水口空間を確保する。この吐水口空間は、ボールタップ付ロータンクのように給水金具の内部で確保されていてもよい。

2.確保すべき吐水空間は、〔国土交通省給水装置データベース、給水装置標準計画・施工方法、3.9.4逆流防止〕の表を基準とする。

3.水を汚染するおそれのある有害物質を取り扱う場所に給水する給水装置においては、受水槽式とし適切な逆流防止措置を講じること。

６－１２．クロスコネクション（誤接合）の防止

給水管には、当該給水装置以外の管を接続してはならない。また、機械、設備等とも直結してはならない。バルブ等を設置し切替できるようにすることもしてはならない。

	給水装置と接続されやすい配管	給水装置と接続されやすい機械、設備
1	井戸水、工業用水、再生利用水の配管	洗米機
2	受水槽以降の二次側配管	ボイラー（貯湯湯沸器を除く）
3	プール、浴場等の循環用の配管	クーラー
4	水道水以外の給湯配管	ドライクリーニング機
5	水道水以外のスプリンクラー配管	純水器、軟水器、洗髪器
6	ポンプの呼び水配管	清浄器、洗浄器、瓶洗浄器
7	雨水管	自動マット洗機、洗車機
8	冷凍機の冷却水配管	風呂釜清掃器
9	その他排水管など	簡易シャワー、残り湯汲出装置

６－１３．危険防止の措置

１.給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

２.水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置、又は水洗便器に真空破壊装置を備える等、逆流の防止に有効な措置を講じること。

３.給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管、又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具、若しくは機械と直結させてはならない。

４.給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けること。

５.給水管には、ポンプを直結させてはならない。

６－１４．排水管（泥吐用）の設置

排水管の口径はφ20 とし、止水栓またはプレインゲートを設置すること。

６－１５．設計図面作成

設計図面は、給水工事の適切な維持管理のための資料となるので明確に作成すること。

１.附近見取図には、家屋、付近の状況等を図示すること。
- (1) 申請地（朱書）
- (2) 目標となる建物の名称等

２.平面図には、次の内容を記入すること。
- (1) 縮尺は、１／１００～１／５００とする。
- (2) 単位は、口径をmm、延長をｍとする。
- (3) 方位は、北を上にする。
- (4) 給水用具の取付位置
- (5) 配水管・給水管の管種、口径、延長及び位置
- (6) 道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分）
- (7) 隣接敷地との境界線
- (8) その他必要事項（障害物の表示等）

３.立体図・断面図
　一次側については、必要に応じて立体図・断面図で表示し、施工する管種、口径及び延長等を記入すること。

４.止水栓、メーター位置のオフセット図を記入すること。

５.受水槽方式の図面は、直結給水部分（受水槽入口）と受水槽以下にわけること。

6.管種、給水用具の表示記号

図面の表示記号は次表を標準とする。寸法等の表示は、給水管や給水用具のうえに文字が上向きになるように記入し、表示困難な場合は引出し線を用いてもよい。

管種記号

管　種	記　号	管　種	記　号	管　種	記　号
ダクタイル鋳鉄管	DIP	鋳鉄管	CIP	ステンレス鋼鋼管	SSP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	硬質塩化ビニル管	VP	ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管	HIRRVP
水道用ポリエチレン管	PP	高密度ポリエチレン管	HPPE	内外面硬質ビニルライニング鋼管	SGP-VD
硬質ビニルライニング鋼管	SGP-V	水道用鋼管	SGP		

※ 管種記号に無い管種を使用する場合は、担当係員と協議のうえ記入すること。

栓類その他の図示記号

名　称	図示記号	名　称	図示記号	名　称	図示記号
仕切弁	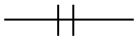	消火栓	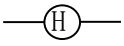	管の交差	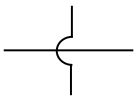
止水栓		保護管	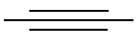	メーター	
逆止弁	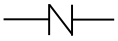	口径変更	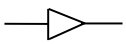	メータＢＯＸ	

給水栓類の符号

名　称	図示記号	名　称	図示記号	名　称	図示記号
一般用具	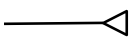	一般用具 (ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ)	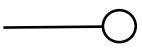	一般用具 (ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ)	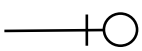
その他	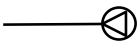				

その他：特別な目的に使用されるもので、例えば、給湯器、ウォータークーラー、電子式自動給水栓などをいう。

受水槽その他の記号及び符号

名　称	受水槽	高架水槽	ポンプ	加圧ポンプ
記号及び符号	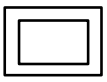			

工事別表示方法

名　称	新　設	既　設	撤　去
種　別	赤色実線	黒色破線	黒色実線を斜線で消す

７．工事の施工

７－１．施工

１.現場管理

工事の施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定（土木工事安全施工技術指針・建築工事に伴う騒音振動対策技術指針・建設工事公衆災害防止対策要綱・道路工事現場における表示施設等の設置基準・道路工事保安施設設置基準）等を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。また工事施工による瑕疵によって生じた断水・濁水等については工事施工者の責任において適切な処理を行うこと。

２.立会、協議等

地下埋設物については、各関係者に連絡し、現場立ち会いを求め、工法等について協議を行い適切な対応をとること。

３.施工連絡

分岐工事は、施工２日前までに市係員に連絡すること。ただし断水を伴う場合は施工７日前までに連絡・協議し、当日は市係員の立ち会いのうえ行うこと。

断水する場合は、影響を受ける方全員に対して事前に日程、断水時間および断水解除後の濁り等懸念されることを周知し、空気抜きを行った後、断水区域の皆様に断水終了を伝えること。

４.設計変更

施工中に変更が生じた場合は、直ちにその旨を報告し変更届を提出して再審査を受けた後、施工すること。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

７－２．土工事

１.掘削

(1) 工事箇所の施工手続きを当該道路管理者及び所轄警察署長等に行い、それらの許可条件を遵守して適正に施工し、かつ事故防止に努めること。

(2) 掘削に先立ち事前の調査を行い、現場状況を把握するとともに掘削断面の決定にあたっては次の事項に留意すること。

- 掘削断面は、道路管理者が指示する場合を除き、予定地における道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境及び埋設後の給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全かつ確実な施工ができるような断面及び土留法を決定すること。
- 掘削深さが１．５ｍを越える場合は、切り取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を行うこと。
- 掘削深さが１．５ｍ以内であっても崩落の可能性の高い軟弱地盤の場合は、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか、または土留工を行うものとすること。

(3) 機械掘削と人力掘削の選定にあたっては、次の事項に留意すること。

- 下水道、電気、電話等地下埋設物の状態、作業環境等及び周辺の建築物の状況
- 地形及び地質による作業性
- 道路管理者及び所轄警察署長による工事許可条件
- 工事現場への機械輸送の可否

(4) 掘削工事においては、次の事項に従うこと。

- 舗装版破砕は、隣接する既設舗装部分への影響がないようカッター等を使用し、周りは方形に、切り口は垂直となるように切断した後、埋設物に注意し所定の深さ等に掘削すること。
- 道路を掘削する場合は、一日の作業範囲とし据置はしないこと。
- 埋設物の近くを掘削する場合は、埋設物の管理者の立ち会いを求めること。

２.埋戻し

(1) 埋戻しは、道路管理者等の承諾を受け、砕石又はこれと同等品質の材料を使用し、厚さ３０㎝を超えない層ごとに、タンパ・振動ローラ等で十分締固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。また、埋設物の保護の観点から良質な材料を用い十分突き固めること。

(2) 道路以外の埋戻しは、当該土地管理者の承諾を得て、良質な材料で厚さ３０㎝を超えない層ごとに十分締固めを行うこと。

(3) 締固めは、タンパ・振動ローラ等の転圧機によることを原則とする。

(4) 既設管を含め、管の周囲には１０㎝以上、保護砂による埋戻しを行うこと。
※再生砂は使用してはならない。

３.残土処分

建設発生土、建設廃棄物等は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」その他の規定に基づき、工事施工者が責任を持って適正かつ速やかに処理すること。

４.事故処理

工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに所轄警察署長、道路管理者に通報するとともに、水道事業者に連絡すること。

５.道路復旧工事

本復旧

(1) 復旧舗装は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者の指示によるものとする。

(2) 復旧舗装後は、速やかに区画線及び標識類を原形復旧すること。

(3) 瑕疵期間は２年とする。

仮復旧

(1) 埋戻し後、直ちに仮復旧すること。

(2) 仮復旧の表層材は、常温又は加熱アスファルト合材を用いること。舗装構成等は、道路管理者の指示によるものとする。

(3) 未舗装道路の復旧については、道路管理者の指定する方法により路盤築造等を行い、在来路面となじみよく仕上げること。

(4) 適宜現場巡回し、舗装面の沈下その他不良箇所が生じたときは直ちに補修すること。

(5) 仮復旧の路面には、白線等道路標示をペイント等により表示し、道路管理者の指示に従うこと。

７－３．分岐工事

１.分岐工事の資格

分岐工事に当たっては、（公財）給水工事技術振興財団が実施している給水装置工事配管技能検定会の合格者に発行される配管技能者証を有する者、（公財）給水工事技術振興財団が平成23年度まで実施した配管技能の習得に係る講習（「給水装置工事配管技能講習会」）を修了したことを証明する書類を有する者、または給水装置工事配管技能者認定協議会が認定した水道事業体等の資格を修了したことを証明する書類を有する者を従事又は監督させなければならない。

認定資格一覧はこちら　→（公財）給水工事技術振興財団ホームページ内の
「認定協議会が認定した水道事業体等の資格名」（PDFファイル）

２.分岐工事

(1) 分岐に当たっては配水管等の外面を十分清掃し、サドル分水栓等の給水用具の取付はボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
(2) 穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用し、内面塗膜面等に悪影響を与えないよう慎重に施工すること。
(3) 鋳鉄管の穿孔は、コアを装着すること。
（不断水穿孔でコアを装着出来ない場合は、事前協議において決定すること。）
(4) 分岐工事は必ず市係員の立会のもと行うこと。

７－４．配管工事

１.配管工事

(1) 給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐圧性能を有するものを用いること。
(2) 減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁を用いる場合は、耐久性能を有するものを用いること。
(3) 給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。
(4) 家屋の主配管の配管経路は、原則として構造物の下を避けること。

２.管の切断

(1) 管の切断には、管種に応じた切断用機械器具を使用して、管軸に対して直角に切断すること。
(2) 管の切断、ねじ加工等によって、切断面に生じたかえり、まくれをやすり等で取り除くこと。なお、ビニル管の切断面は、内外面の面取りをすること。
(3) 管内面等に付着した切削油、切削粉等は、ウエスなどできれいに清掃すること。
(4) 管や継手を損傷・加工したときは、管種に応じた適切な処理を行うこと。

３.管の接合

管種に応じた適切な接合を行い、接合部分の腐食、通水の低下、漏水及び離脱が起こらないように施工すること。

７－５．耐圧試験

※二次側は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を遵守すること。

(1) 不断水分岐については穿孔前に試験を行うこと。
サドル分水栓による分岐は、原則として分岐穿孔前にサドル分水栓から直結止水栓までの耐圧試験を行うこと。（※二次側試験の写真提出は不要）

(2) 水圧が1.0MPaに達したら、テストポンプのバルブを閉めて１０分間程度その状態を保持し、水圧低下の有無を確認すること。

７－６．残留塩素測定

クロスコネクション防止のため分岐工事終了後、残留塩素測定を行うこと。
※竣工時、写真提出

７－７．撤去工事

(1) サドル分水栓については、サドルキャップ止めを原則とする。

(2) 丁字管については、撤去を基本とする。撤去が難しい場合はそれぞれの分岐形態に応じた適切な止水を行うこと。

７－８．工事写真

(1) 着工、完成、工程毎の施工状況
- 既設配水管および既設・新設給水管の深さ（土被り長）、寄り等の位置状況
※スタッフ等を用いて寸法、距離を明示し、完成図面と一致させること。

(2) サドル分岐を行った場合は、穿孔により生じた切片
※鋳鉄管を穿孔した場合はコア装着状況

(3) 「6-7-2.改造申請時の給水管更新範囲」にてパイプ圧着機を使用した際の補修材による既設管補修処置状況

(3) 耐圧試験状況（分岐部、配管部）

(4) 残留塩素測定

(5) メーター・メーターボックス（設置状況、位置が把握できる全景）
※スタッフ等を用いて寸法、距離を明示し、完成図面と一致させること。

８．給水装置工事の申込み

給水装置工事を施工する場合は、着工前に許可を受け、工事完了後は竣工検査を受けなければならない。

８－１．設計審査

１.設計審査を受けるとき

○ 必ず提出しなければならない書類

(1) 給水装置工事申込書（施行規則別記第1号様式）
- 給水装置場所の地名、地番等必要事項を明確に記入すること。
- 工事施工者の欄には、指定給水装置工事事業者名を記入すること。
- 給水装置申込人の住所、氏名等必要事項を明確に記入すること。
- 着手希望日を明記すること。

(2) 給水工事台帳
- 給水装置場所および申請者、使用者情報を明確に記入すること。
- 配管図、止水栓量水器詳細図、断面図には道路幅、管位置、敷地寸法その他必要事項を記入すること。配管、器具の名称、寸法等は詳細に記入すること。
- 大規模施設については事前に市担当者と協議の上記入すること。
- 使用材料については、本管分岐部より順次記入すること。
（水が通過する管、器具すべてを記入すること。なお、ボイラーにつてはボイラー手前のバルブまでとする。）

(3) 給水誓約書

(4) 現況写真
・全景及びメーターボックス布設予定位置がわかるもの

○ 必要に応じて提出しなければならない書類

(5) 給水装置設置に伴う同意書
- 現況給水管より分岐する場合。
- 給水装置場所以外の土地、構築物を使用する場合。
- 申込者及び給水管や土地所有者の住所、氏名等必要事項を記入押印すること。

(6) 給水装置代理人選任届（別記第２号様式）
- 所有者が市内に居住しないとき、又は市長が必要があると認めた場合。

(7) 給水装置総代理人選任届（別記第４号様式）
- 給水管を共有するとき、又は共同給水装置を使用する場合。

(8) 給水協議書
- 給水装置の設計６－２に該当する場合。

(9) 給水装置の移管申請書
- 敷設する給水管、又は敷設済の給水管を市へ寄付する場合。
（原則として５０㎜以上の口径の管）

(10) 給水装置一部先行工事届出書
- 公共工事で道路舗装工事等に先行して給水装置工事の一部を施工する場合。

(11) 土地登記簿または賃貸借契約書（写し）等
- 給水装置の所有者又は使用者を証明できる書類

(12) その他
- 分岐穿孔の資格証、道路使用許可書、道路掘削許可書等
- 水道事務所の指示により提出が必要となる書類

２.給水装置工事は、必ず設計審査承認後に施工すること。

８－２．竣工検査

工事完了後速やかに、必要書類を提出して竣工検査を受けること。

(1) 竣工検査申請書（業者規則・別記第6号様式）
(2) 工事写真（別頁参照）
(3) 給水工事台帳（申請から変更なければ提出不要）

※集合住宅等については、各部屋ごとに取り付けるメーターの整合チェックを市係員立会のもと実施します。
ただし、工事竣工検査申請書提出前に各部屋にメーターを取り付ける場合の用途種別は全て「工事及び一時用」となります。

８－３．加入金及び手数料

1.給水装置の新設及び増径工事の申込の際、加入金を納入すること。

メーター口径（㎜）	１３	２０	２５	４０	５０	７５	１００
加入金の額（円）	60,000	120,000	200,000	600,000	1,000,000	2,500,000	別に市長が定める

※ 別途消費税が必要です。

2.加入金の取扱要領

(1) メーターは設置場所に付帯し、他地番の土地に移動することができない。
※土地の分合筆によりメーター設置場所の地番が変更する場合を除く。
(2) 既納の加入金は還付しない。ただし、工事着工前又は宅地造成の区画割り変更により、メーターの設置戸数が減少した場合には加入金を還付することができる。

3.給水申込手数料（新設時のみ）
新設申込の際、手数料を納入すること。
手数料　　１件　　１，０００円

８－４．水道料金

水道料金表

用途種別	基本料金（１ヶ月）		超過料金（１立方ﾒｰﾄﾙ）
	水量	金額	
家事用	１０立方ﾒｰﾄﾙ	１，１００円	１１０円
官公署用	２０立方ﾒｰﾄﾙ	２，２００円	１１０円
工場用	３０立方ﾒｰﾄﾙ	４，０００円	１６０円
営業用	３０立方ﾒｰﾄﾙ	３，３００円	１１０円
浴場営業用	２５０立方ﾒｰﾄﾙ	１２，５００円	６０円
共同用	１０立方ﾒｰﾄﾙ	６００円	６０円
工事及び一時用	２０立方ﾒｰﾄﾙ	２，７００円	１７０円
船舶給水用	１立方ﾒｰﾄﾙ	１５０円	１５０円

※ 別途消費税が必要です。

量水器使用料金（１ヶ月）

口径	金額
１３㎜	１２０円
２０㎜	２００円
２５㎜	３００円
４０㎜	１，０００円
５０㎜	１，５００円
７５㎜	７，５００円

９．集合住宅等への給水方式

１.給水装置が３階以下の集合住宅等については原則として直接給水とする。ただし最上部の給水栓で０．１５MPaの水圧が確保出来ること。

２.給水装置が３階を超える集合住宅等については受水槽方式とするが、最上部の給水栓で０．１５MPaの水圧が確保できる場合は直接給水を行ってもよい。

３.受水槽方式から直接給水に切り替える場合は、実測値（最上部給水栓で２４時間連続測定）が０．１５MPa以上を確保できる場合とする。

４.メーター取り付けについては原則として各戸メーターとする。ただし特段の理由がある場合は市係員と協議の上、親メーター方式とすることが出来る。

５.集合住宅用複式メーターボックス（メーターユニット等）を使用する場合は、
１セットにつき１次側に１つずつ止水栓を設置すること。

１０．宅地造成、集合住宅等について

１.給水協議を要する。（6-2「給水協議の申請が必要な工事」参照）
※管路の状況等の問い合わせは協議ではない。

２.３戸以上の宅地造成等についての給水本管はループ配管とし、管末に排水管を設置すること。

３.排水管（ドレン）用のバルブは、甲型止水栓を使用すること。

１１．新設・改造申請時の注意点について

給水装置工事における竣工確認時に下記の事例が頻発しており、やり直しを求める現場も多くあります。施工時は下記にご注意ください。
土間コンクリート打設後等のやり直しは負担が大きくなるのでご注意ください。
※申請時から変更するときは施工前に変更申請をしてください。）

事例１　メーターボックス１次側に構築物（柵、塀、門扉等）を設置した事例
・メーター１次側に構築物は設置しないようお願いします。検針およびメーター交換の妨げになります。また、構築物の荷重が給水管にかかることによる漏水リスクが生じます。

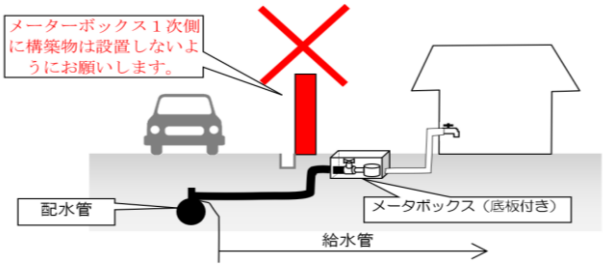

事例２　メーターボックスと給水管据付高さ（底板高さ）が著しく違う事例
・メーターボックスと底板の間に隙間を設けないようお願いします。給水工事完了後の外構工事の際に頻発しておりますので、外構業者との綿密な打ち合わせをお願いいたします。ボックスと底板の間が空くことで、土や石が流入し、検針およびメーター交換の妨げになります。また、給水管にかかる荷重の影響で漏水のリスクが生じます。

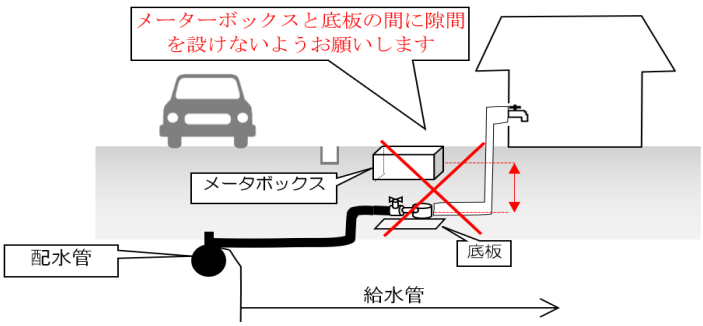

事例３　メーターボックス据付位置の不備
・メーターボックス中心を官民境界 1.0m以内に設置頂くようお願いします。

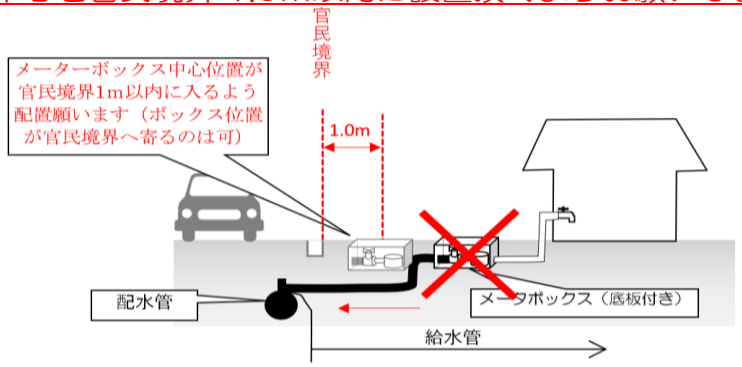

１２．新設申込手続きフロー図

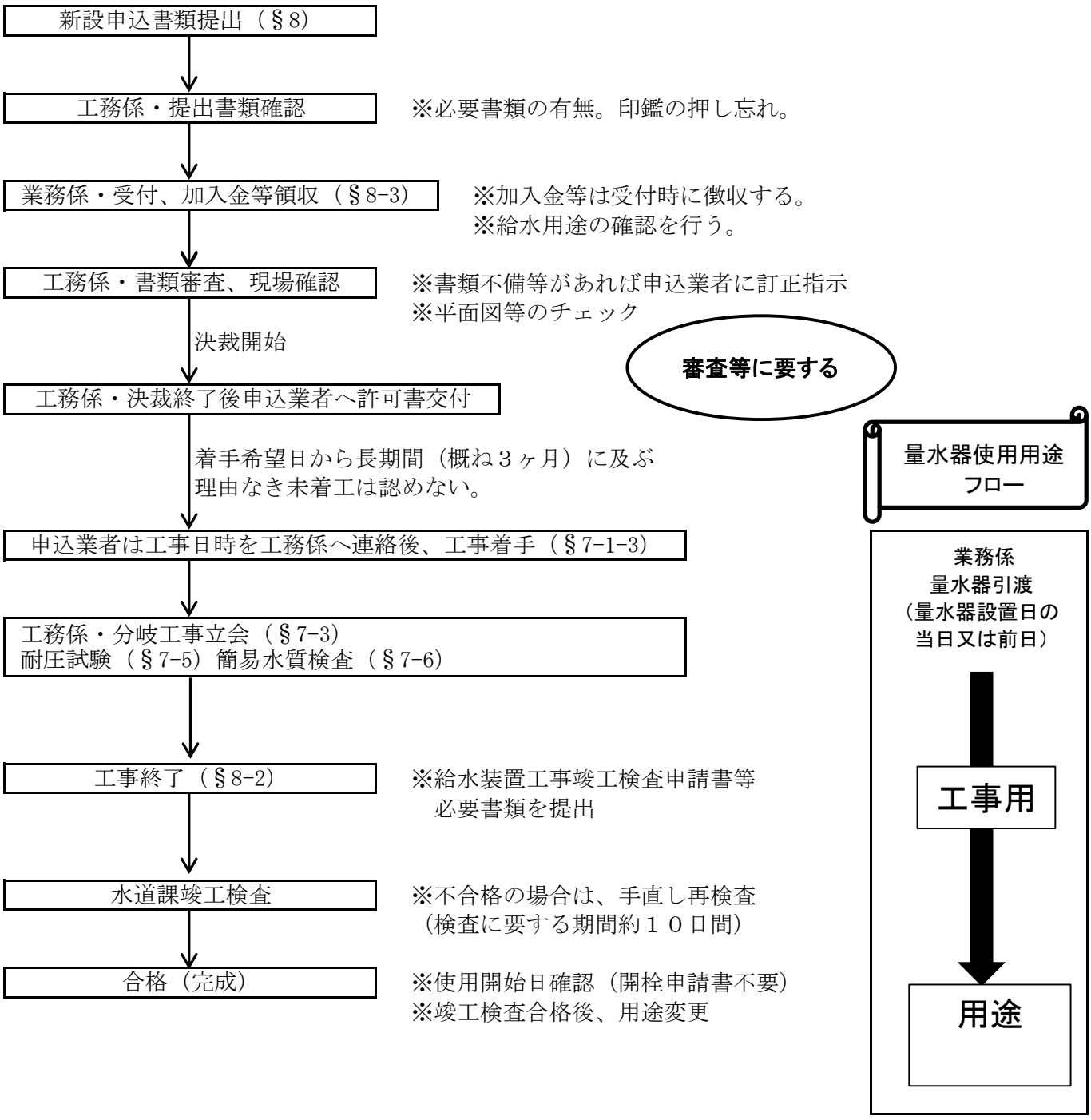

１３．給水協議が必要な場合のフロー図

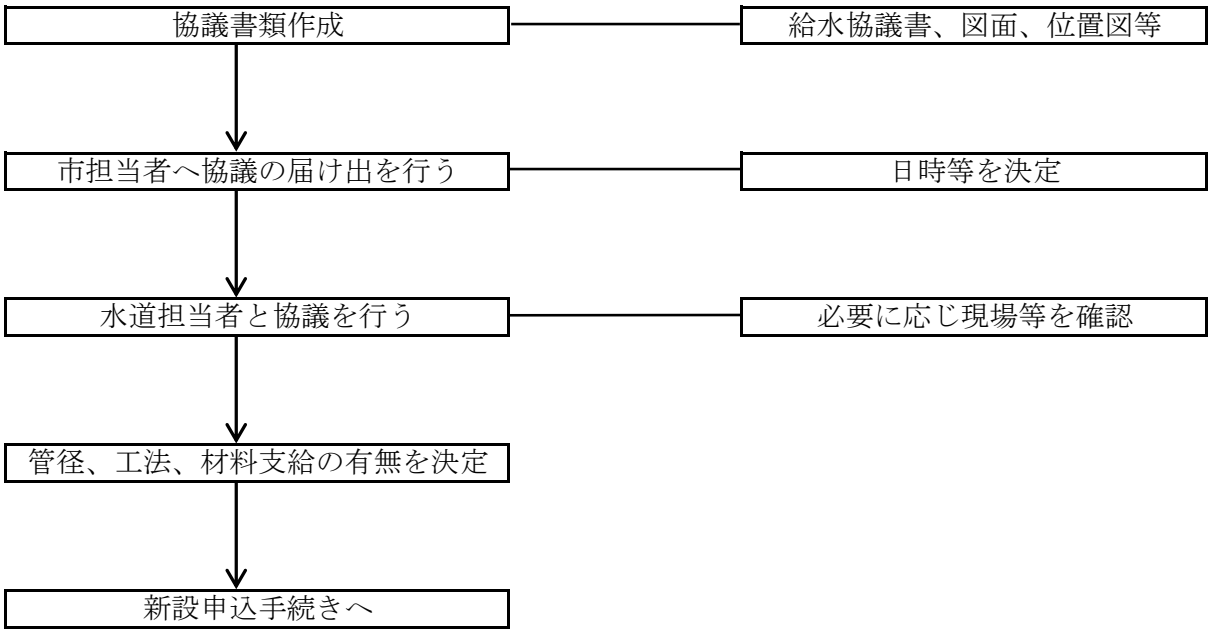

１４．吐水口空間について

流入口径２５㎜を超えるもの　但し、ｄを口径の0.7倍とした場合

		壁からの離れ	越流面の中心から吐水口面までの垂直距離（吐水口空間）　単位：㎜			
		口径（㎜）	４０	５０	７５	１００
近接壁の影響がない場合			５３	６５	９５	１２４
近接壁の影響ある場合	近接壁１面の場合	３×Ｄ以下	８４	１０５	１５８	２１０
		３×Ｄ超え５×Ｄ以下	６１	７５	１１０	１４５
		５×Ｄ超えるもの	５３	６５	９５	１２４
	近接壁２面の場合	４×Ｄ以下	９８	１２３	１８４	２４５
		４×Ｄ超え６×Ｄ以下	８４	１０５	１５８	２１０
		６×Ｄ超え７×Ｄ以下	６１	７５	１１０	１４５
		７×Ｄ超えるもの	５３	６５	９５	１２４

＊ Ｄ：吐水口内径（㎜）　　ｄ：有効開口口径（㎜）

＊ 吐水口断面が長方形の場合は長辺をＤとする。

＊ 越流面より少しでも高い壁がある場合は、近接壁とみなし、新設壁１面、２面の場合の数値による。

＊ 浴槽に給水する場合は、垂直距離は５０㎜未満であってはならない。

＊ プール等水面が特に波立ちやすい水槽及び、事業活動に伴い洗剤又は薬品等を使う水槽及び容器に給水する場合には、垂直距離は２００㎜未満であってはならない。

流入口径２５㎜以下のもの

口　　径	近接壁から吐水口中心の水平距離	越流面から吐水口の最下端までの距離
１３㎜以下のもの	２５㎜以上	２５㎜以上
１３㎜を超え２０㎜以下のもの	４０㎜以上	４０㎜以上
２０㎜を超え２５㎜以下のもの	５０㎜以上	５０㎜以上

＊ 浴槽に給水する場合は、垂直距離は５０㎜未満であってはならない。

＊ プール等水面が特に波立ちやすい水槽及び、事業活動に伴い洗剤又は薬品等を使う水槽及び容器に給水する場合には、垂直距離は２００㎜未満であってはならない。

＊ 吐水口一体型給水用具を除く。

１５．建物種類別単位給水量・使用時間・人員

建物種類	単位給水量 （１日当り）	使用時間 h/日	注　　記	有効面積当りの人員など	備　　考
戸建住宅	200～400L/人	10	居住者１人当たり	0.16人／㎡	
集合住宅	200～350L/人	15	居住者１人当たり	0.16人／㎡	
独身寮	400～600L/人	10	居住者１人当たり		
官公庁 事務所	60～100L/人	9	在勤者１人当たり	0.2人／㎡	男子50L/人、女子100L/人、社員食堂、テナントなどは別途加算
工場	60～100L/人	操業時間＋１	在勤者１人当たり	座作業0.3人／㎡ 立作業0.1人／㎡	男子50L/人、女子100L/人、社員食堂、シャワーなどは別途加算
総合病院	1500～3500L/床 30～60L/㎡	16	延べ面積1㎡当たり		設備内容などにより詳細に検討する
ホテル全体	500～6000L/床	12			同上
ホテル客室部	350～450L/床	12			客室部のみ
保養所	500～800L/人	10			
喫茶店	20～35L/客 55～130L/店舗㎡	10		店舗面積には厨房面積を含む	厨房で使用される水量のみ、便所洗浄水などは別途加算
飲食店	55～130L/客 110～530L/店舗㎡	10		同上	同上 定性的には、軽食・そば・和食・洋食・中華の順に多い
社員食堂	25～50L/食 80～140L/食堂㎡	10		店舗面積には厨房面積を含む	同上
給食センター	20～30L/食	10			同上
デパート・ ｽｰﾊﾟｰﾏｰｹｯﾄ	15～30L/㎡	10	延べ面積 １㎡当たり		従業員分・ 空調用水を含む
小・中・ 普通高等学校	70～100L/人	9	（生徒＋職員） １人当たり		教師・従業員分を含む ﾌﾟｰﾙ用水（40～100L/人）は別途加算
大学講義棟	2～4L/㎡	9	延べ面積1㎡当たり		実験・研究用水は別途加算
劇場	25～40L/㎡	14	延べ面積1㎡当たり		従業員分・ 空調用水を含む
映画館	0.2～0.3L/人		入場者1人当たり		
ターミナル駅	10L/1000人	16	乗降客 1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算
普通駅	3L/1000人	16	乗降客 1000人当たり		従業員分・多少のﾃﾅﾝﾄ分を含む
寺院・教会	10L/人	2	参会者1人当たり		常在者・常勤者分は別途加算
図書館	25L/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/㎡	常勤者分は別途加算

注１）単位給水量は設計対象給水量であり、年間１日平均給水量ではない。

注２）備考欄に特記のないかぎり、空調用水、冷凍機冷却水、実験、研究用水、プロセス用水、プール、サウナ用水などは別途加算する。

（空気調和衛生工学便覧　第１４版による）

１６．用途種別について

有田市上水道事業給水条例第２７条で規定する水道料金の種別は次のとおりとする。

種　別	用　　途
家事用	一般家庭において、日常生活に使用するもの
官公署用	官公署、学校、病院等で使用するもの。
工場用	営業又は物品の生産をするについて水を使用するもの
営業用	料理飲食店、旅館、劇場、娯楽場その他営業するために水を必要とするもの
浴場営業用	一般公衆浴場に使用するもの
共同用	一つの装置を２世帯以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
工事及び一時用	工事、その他一時用として使用するもの
船舶給水用	船舶に給水するもの

有田市上水道事業給水条例施行規則第１１条の規定による用途の適用基準。

用　途　種　別	適　　用　　基　　準
家事用	店舗、事務所等を伴わない一般住宅（主として営業のため水道の使用を必要としない店舗及びこれに準ずるものを含む）の用に供するもの
会社、工場、病院用	口径３０ミリメートル以上の給水装置を有する会社工場病院等の用に供するもの
官公署用	官公署、学校、公民館、公会堂、図書館その他営利を目的としない団体
営業用	診療所、産院、料理店、食堂、喫茶店、特殊喫茶店、下宿業、貸席、旅館、氷菓子製造、めん類業、生鮮魚介商、飼育業、かまぼこ製造業、養魚業、理容業、洗濯業、写真業、菓子製造業、牛乳販売業、青物販売業、製氷業、醸造業、漬物業、豆腐製造業、こんにゃく製造業、清涼飲料水製造業、自動車業、劇場、寄席、映画館、遊技場、百貨店その他これに類似するもの
浴場営業用	公衆浴場法による許可をうけた公衆浴場用に供するもの
船舶給水用	船舶の飲料水汽罐用水等に供するもの
工事及び一時用	工事現場、噴水、道路散水、臨時売店、庭園用その他これに類似するものの用に供するもの

共同給水

有田市上水道事業給水条例施行規則

第１２条　共同給水装置を使用するものは、給水装置工事申込書（別記第１号様式）による申込書を提出するほか、総代人を選任して共同給水装置使用届書（別記第３号様式）により連署で市長に届出しなければならない。

第１３条　共同給水をなし得る戸数の限度は、市長がこれを認定する。

第１４条　共同給水を使用することができるものは、その世帯に属する世帯員の前年度の市民税が均等割のみのもの又は市長において、特に共同給水の使用を必要と認めたものに限る。

第１５条　共同栓の鍵は、総代人が保管し使用を廃止したときは、直ちにこれを返還しなければならない。